

報 告 1

草津市地域公共交通の利便性向上を目指した取組みについて

草津市地域公共交通の利便性向上を目指した取組みについて、別紙のとおり報告します。



■ 草津市の公共交通について

草津市内には、民間路線バス（近江・帝産・滋賀バス）とコミュニティバス「まめバス」が主な移動手段となっておりますが、コミュニティバス「まめバス」については、運行開始から10年以上が経過し、2024年の運転手労働時間の短縮に伴い、現状の運行内容では運行を継続することは困難であることから、現在のニーズを把握し、路線を見直すことにより、費用対効果および利便性の向上を目指した公共交通ネットワークを構築する必要があります。

また、コミュニティバス「まめバス」は年間1億円以上の運行経費が発生しており、公共交通の再築の際には、ニーズにあった路線再編、民間路線バスとまめバス、まめタクの公共交通機関の役割分担の明確化、サイクル&バスライドの推進、バス待ち環境の改善を行うことで、費用対効果や利便性が高い公共交通ネットワークを構築します。これらの取組みを実施するには、地域や地元企業（店舗）、運行事業者、行政が連携する必要があることから、今後、地域の皆様方には、アンケート調査やワークショップの実施の際には御協力をお願いいたします。

■ 具体的な方針

① 市民ニーズ、公共交通の現状把握

② 生活拠点の設定

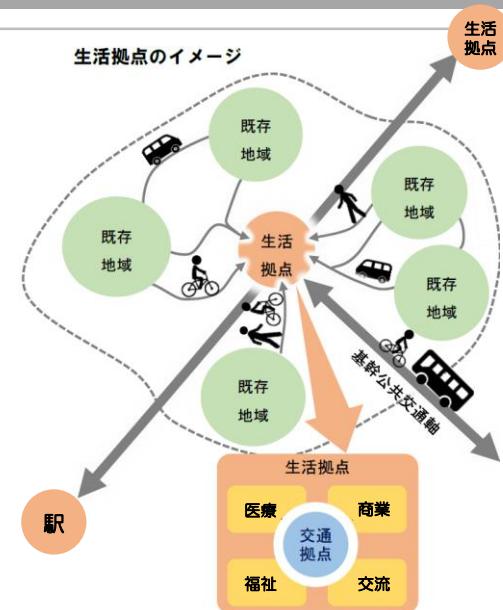
- ・公共施設や商業施設の生活拠点における公共交通の接続。
- ・※バス待ち環境の改善（停留所にベンチや雨除けの設置）
- ・※サイクル&バスライド強化（停留所等に自転車置き場を設置）
- ・買い物サービス等提携先企業や店舗との連携

※生活拠点に限定しない。

③ 民間路線バスとまめバス、まめタクの公共交通機関の役割分担の明確化

■ メリット

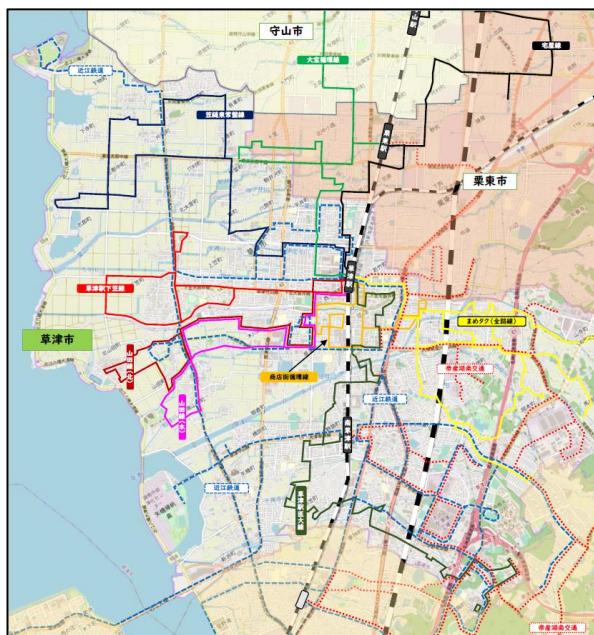
- ・公共交通の利便性向上、運行経費の削減、地域の活性化、高齢者を含めた地域住民の外出機会の創出



現在

ステップ0：事前準備

- ・地域の公共交通手段、利用状況の整理
- ・地域住民が利用する商業施設や公共施設等の生活拠点、観光地の整理
- ・該当の協議会、町内会の整理



ステップ1：地域への説明

まちづくり協議会、町内会役員の皆様に対して、草津市の公共交通の現状、課題、地域公共交通計画策定に伴う地域の移動手段の確保に向けた取組内容や今後の進め方について説明を行う。

【行政】

- ・まちづくり協議会、町内会役員の皆様に対して概要、今後の進め方を説明
- ・アンケート調査の協力を依頼

【地域】

- ・アンケート調査の手順を行政と決定
- ・必要に応じて、地域の移動手段の確保に向けた地域の協議会等を設ける
- ・ワークショップ開催手法および出席者



ステップ2：現状把握、課題整理

地域の特徴に応じた公共交通を確保するために、アンケート調査、ワークショップ等により現在の地域の移動手段や公共交通に関する課題の整理を行う。

【行政】

- ・まちづくり協議会や町内会の皆様に対してアンケート調査票を提供
- ・動態調査、交通事業者等へのヒアリング

【地域】

- ・草津市が作成したアンケート調査を住民の皆様様に配布し、回収
- ・住民の皆様を集めて、地域の公共交通に関する問題点や改善点等の意見を集約



ステップ3：対策を検討する

アンケート調査、動態調査等の地域の皆様の意見をもとに、生活拠点を中心とした民間路線バス、まめバス、まめタクによる移動手段を検討する。

【行政】

- ・アンケート調査、動態調査、ヒアリング結果をもとに、地域の特徴に応じた公共交通（運行ルート・運行ダイヤ）、バス待ち環境改善の検討

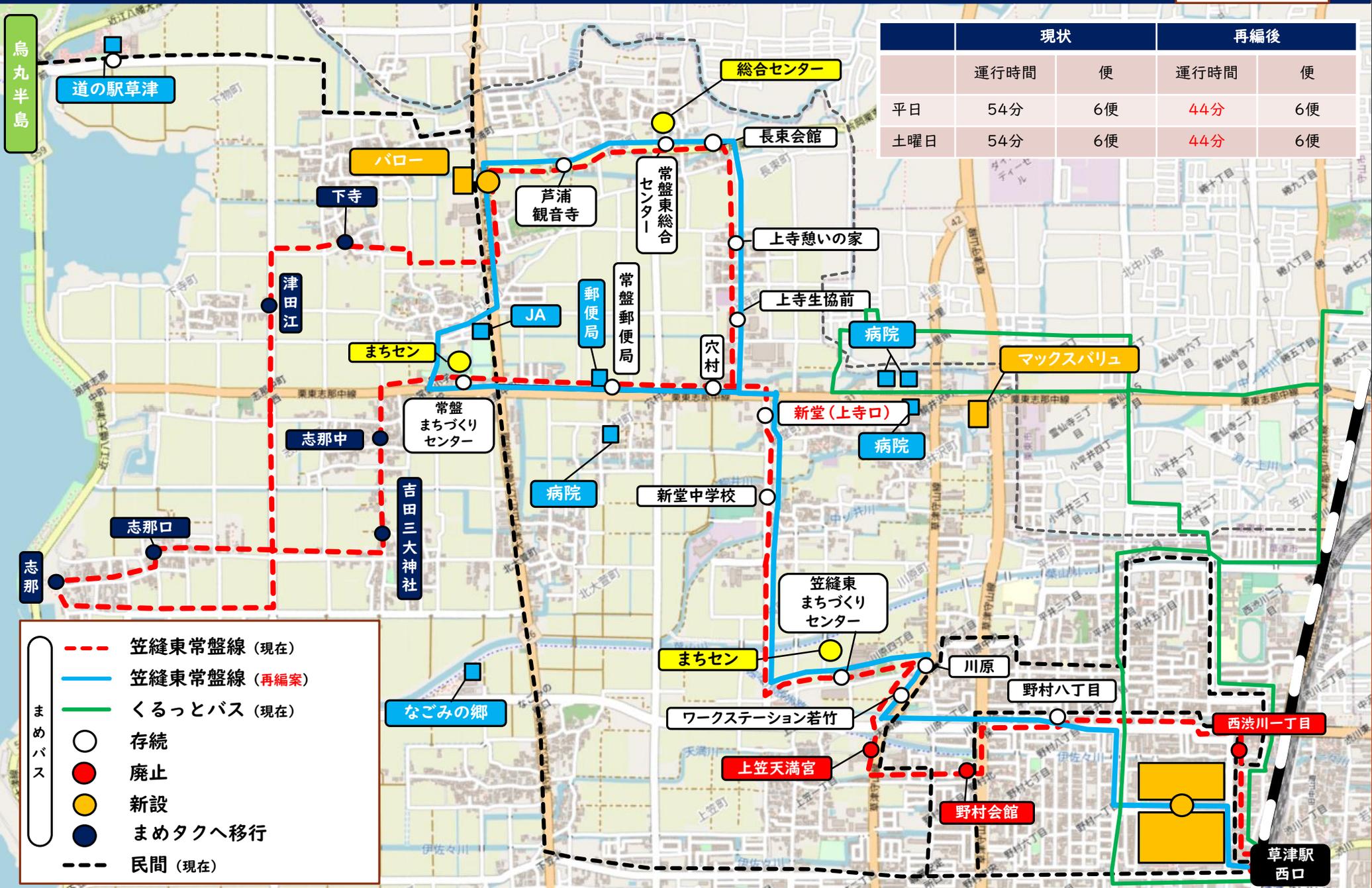
【地域】

- ・生活拠点を中心とした移動手段（運行ルート・運行ダイヤ）を検討
- 生活拠点：まちづくりセンター、商業施設等
- ・バス待ち環境改善、サイクル&バスライドの検討



コミュニティバス「まめバス笠縫東常盤線」再編の方向性(イメージ例)

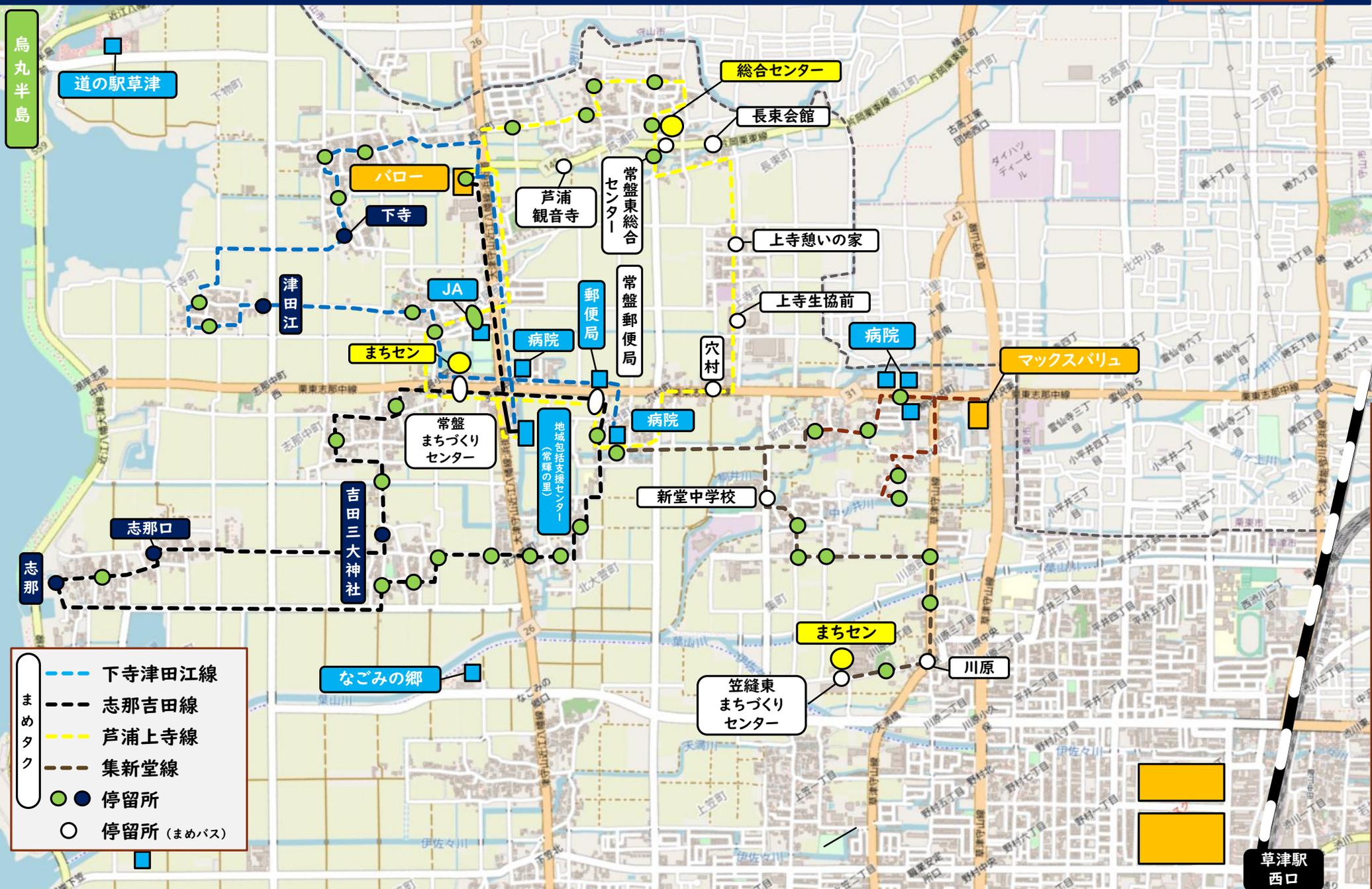
資料3-2



	現状		再編後	
	運行時間	便	運行時間	便
平日	54分	6便	44分	6便
土曜日	54分	6便	44分	6便

まめバス

- 笠縫東常盤線 (現在)
- 笠縫東常盤線 (再編案)
- くるっとバス (現在)
- 存続
- 廃止
- 新設
- まめタクへ移行
- - - 民間 (現在)



- 下寺津田江線
- 志那吉田線
- 芦浦上寺線
- 集新堂線
- 停留所
- 停留所(まめバス)

草津駅
西口

まめバス「笠縫東常盤線」再編 + まめタク導入 スケジュール（イメージ）

資料3-4

実施内容	令和5年							令和6年			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
□再編ルート		調査	再編(案)検討<意見交換>		再編(案)作成	再編(案)決定	予算要求		周知		
□まちづくり協議会	説明	事前調整	ワークショップ		事前調整	ワークショップ	周知方法等協議				
□町内会	説明	事前調整	ワークショップ		事前調整	ワークショップ	周知方法等協議				
①住民意向調査		調査									
②利用者調査		調査									
③集客施設利用者調査		事業所調整	調査								
④目的地となり得る事業所ヒヤリング調査		調査準備	調査								
	ステップ1 (地域への説明)		ステップ2 (現状把握、課題整理)		ステップ3 (対策検討)						

●調査結果を住民と共有

再編開始(予定)

令和
6年4月～
適用



事業者の皆さん
ご確認くださいか？

バス運転者の

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

原則：**3,380**時間

最大：**3,484**時間

改正後

原則：**3,300**時間

最大：**3,400**時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則：**281**時間

最大：**309**時間

改正後

原則：**281**時間

最大：**294**時間

1日の休息期間

改正前

継続**8**時間

改正後

継続**11**時間を
基本とし、継続**9**時間

※4週平均1週の拘束時間は裏面参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



令和
6年4月～
適用



タクシー・ハイヤー運転者の

事業者の皆様へ
ご存じですか？

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



日勤の1か月の拘束時間

改正前(月換算)

299時間

改正後

288時間

日勤の1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を
基本とし、継続9時間

※隔勤については裏面を参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

